

オウム真理教犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令の運用について（通達）

〔最終改正 平成28. 3. 31 例規監第22号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

オウム真理教犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。）の制定に伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成20年12月18日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

記

第1 基本的留意事項（訓令第3条関係）

- 1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関する裁定の事務に当たっては、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）の制定の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確な処理に努めること。
- 2 給付金制度は、オウム真理教犯罪被害者又はその遺族（法第3条第2項に規定する遺族を含む。以下「オウム真理教犯罪被害者遺族等」という。）の権利、利益に深く関わるものであることから、警察庁及び関係所属との緊密な協力の下に、必要な調査及び資料の収集を行い、オウム真理教犯罪被害者遺族等が被った被害の実態等を把握するように努めること。
- 3 給付金支給対象事案又はその可能性がある事案のオウム真理教犯罪被害者遺族等（以下「対象者」という。）を認知した場合は、当該対象者に対して広報用リーフレット等を交付するなどの方法により、個別具体的に給付金制度の教示を行うこと。
なお、給付金制度の教示に当たっては、対象者の心情を害することのないよう配慮すること。
- 4 給付金の支給は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の裁定を待って初めて行われるものであるため、給付金の支給の可否に関して不用意な言動は慎むこと。

第2 受付事務機関（訓令第4条関係）

- 1 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住所地を管轄する公安委員会にオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（以下「申請書」という。）により申請し、その裁定を受けることになる。
- 2 受付事務は、警務部警務課（以下「警務課」という。）にあっては犯罪被害者支援室が、警察署にあっては犯罪被害者支援係が取り扱うものとする。
- 3 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警察署長は、職員が申請者に対して十分な給付金制度の教示を行うことができるよう、その指導・教養の徹底を図るものとする。

第3 受付事務（訓令第5条関係）

申請書の受付は、申請者の権利の得失に関するものであることから、申請書の記載事項の不備等を理由として受付の拒否、申請書の預り保管等の処理をすることがないようにするとともに、次の点に留意して処理するものとする。

1 申請者

- (1) 死亡被害者（法第4条第1項の規定による死亡被害者をいう。）の第一順位遺族（法第4条第3項及び第4項の規定による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）が2人以上いる

ときは、その1人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなすこととされている。したがって、複数の第一順位遺族が存在する場合には、既に申請者以外の第一順位遺族による申請がなされたものではないかを申請者から聞き取る等十分な確認をした上で受け付けること。

- (2) 複数の第一順位遺族のうち誰が申請をするかにつき遺族間で調整がされていない場合、1人の遺族が全員分の給付金の支給を受け、他の第一順位遺族からの配分の求めに応じない等の事態を引き起しかねず、各遺族に対する円滑な給付金の支給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、第一順位遺族が2人以上いる場合において、当該遺族のうちの1人から申請書を受け付けるときは、当該申請をした遺族に対し、当該申請者が第一順位遺族全員のためその全額につき申請をし、全員分の給付金の支給を受けることにつき他の遺族から同意を得るように促し、他の遺族から同意書の提出を受けること。

2 添付書類の内容

後記第3の3の添付書類の省略に該当しないかどうかを確認し、これに該当しない場合に限り、申請書に別表「オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に係る添付書類」の書類が添付されていることを点検すること。

3 添付書類の省略

- (1) 法第8条第4項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、添付書類の必要がないと認める場合は、書類の添付を省略することができる。
- (2) 前記第3の3の(1)の添付書類の必要がないと認める場合とは、法第9条第2項の規定により国家公安委員会から提供を受けた資料（以下「法第9条の資料」という。）により、申請者が主張する事実関係（被害の程度、当該被害とオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為との因果関係等をいう。）を認定することができる場合をいう。
- (3) 添付書類の省略を認めた場合は、申請書の備考欄に省略した添付書類の名称を記載するとともに、第一次的に法第9条の資料の記載内容により事実関係を認定し、オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により死亡した事実等法第9条の資料に記載する内容に相当する資料の提供を申請者に求めないこと。

4 申請することができる期間

申請することができる期間は、法の施行の日から2年間であり、平成22年12月17日までである。

5 申請期間の特例

- (1) やむを得ない理由により申請者が前記第3の4の期間を経過する前に給付金の支給の裁定を申請することができなかつたときは、その理由がやんだ日から6箇月以内に限り、当該申請をすることができる。
- (2) 前記第3の5の(1)の申請期間の特例の適用に当たっては、申請者が申請期間を通じて意識不明の状態にあり、かつ、代理人による代理申請も望めない状態にあった場合など、申請期間の原則を一律に適用することが申請者にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断すること。
- (3) 「やむを得ない理由」があると認められるときは、申請者に対して、医師又は歯科医師の診断書、オウム真理教犯罪被害者遺族等の親族、友人、隣人等の申述書等当該やむを得

ない理由を証明する書類の提出を求めること。

6 事務処理手続

- (1) 申請書を受け付ける際は、運転免許証等官公庁の発行する写真付身分証明書の提示を受けて、申請者又は代理人本人であることを確認すること。
- (2) 申請が代理人によって行われたものである場合は、委任状原本の提出を受け、代理人の氏名を申請書に記入及び押印させること。この場合において、法定代理人による申請のときは、当該法定代理人であることを証明する書類を提出させること。
- (3) 申請書に必要な事項の記載漏れがないことを確認すること。
- (4) 申請書に不備があった場合には、申請書を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求めるとともに、その経過を書面で明らかにしておくこと。
- (5) 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、申請者に連絡し確認を行った上で、事務担当者において補正すること。
- (6) 申請書の受付に当たっては、申請書の受付の欄に受付年月日及び受付番号を記入し、警察署において申請書を受け付けた場合は、これに加え、警察署名を記入すること。
- (7) 申請書の受付番号に関する事務は、警務課において一括処理するものとし、申請書を受け付けた住所地警察署長は、申請書の記載事項、添付書類その他参考となる事項を電話により警務課長に連絡し、受付番号の通知を受けること。

7 事務処理上の留意点

申請書に記載された内容から次に掲げる場合においても、当該申請書を受け付け、必要な調査を実施し事実関係を明らかにした上で給付金を支給しない旨の裁定を行うものとする。

- (1) 平成22年12月18日以降に申請書の提出が行われ、かつ、やむを得ない理由があると認められない場合
- (2) 申請に係る被害が対象犯罪行為によるものではない場合
- (3) 申請者が給付金の受給資格を有しない場合

第4 事案の通報（訓令第6条関係）

オウム真理教犯罪被害者遺族等実態調査票は、対象者の住所地等や給付金制度の教示状況を始め、将来申請書が提出された場合に、その裁定の事務が適正かつ円滑に処理できるよう、あらかじめ把握した対象犯罪行為による対象者の被害実態等を記録しておくために作成するものであり、その作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 対象者からは、申請事案等の詳細を聴取すること。
- 2 判明しない項目がある場合は、判明した項目ごとに適宜作成すること。

第5 調査（訓令第7条関係）

1 申請者等に対する調査

- (1) 警務課長は、申請事案について申請に係る事実関係の概要を把握し、当該事案の裁定のため必要な調査を行うが、この調査には、将来、対象者から申請書が提出されることに備えて、当該事案の実態をあらかじめ把握するための必要な調査を含むものである。
- (2) 「その他の関係人」とは、オウム真理教犯罪被害者遺族等の親族、友人、隣人のほか、オウム真理教犯罪被害者（対象犯罪行為により死亡した者、障害が残った者又は傷病を負った者をいう。以下同じ。）を診察した医師、労働者災害補償保険の調査を行った労働基

準監督署の職員等給付金支給対象事案について、直接又は間接に関係のある者である。

(3) 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は申述書を作成するものとする。

(4) 「文書その他の物件」とは、申請者とオウム真理教犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記及び写真並びに生計を維持していた事実を認めることができる送金証明書、家計簿等申請者その他の関係人が所持しているものをいう。

2 調査上の留意点

調査は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであるため、申請者その他の関係人の権利を損なうことのないよう、その方法等に十分注意し、調査権の濫用とならないように努めるものとする。

第6 照会（訓令第8条関係）

1 照会は、法第9条第2項の規定により国家公安委員会から提供を受けた資料、法第8条第1項の規定により申請者等から提出された資料等の記載内容に疑義が有る場合など、法第9条第2項の資料、法第8条第1項による調査等によっては、事実関係の把握が困難な場合に、照会先ごとにオウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項照会書を作成して発送するものとする。

2 照会に基づく回答があったときは、当該回答書、申請者等の報告書等を整理・検討し、更に調査等を要する場合には、適宜補充調査等を行うものとする。

第7 検討票等の作成（訓令第9条関係）

「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務に関わる場合、申請者が病気のため出頭できない場合等、調査に応ずることができないやむを得ない理由をいう。

第8 公安委員会の裁定（訓令第10条関係）

給付金の支給の裁定に当たって、申請者が申請した給付事由に係る被害程度は認められないが、他の給付事由に該当する被害程度が認められる場合には、給付金を支給しない旨の裁定を行わず、当該他の給付事由により認定するものとする。

第9 不正利得の認知（法第12条関係）

所属長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があることを知ったときは、その旨を警務課長に通報するものとする。

第10 公安委員会の裁定等に係る審査請求（法第19条関係）

1 裁定に係る審査請求

給付金の支給の申請に関する裁定に係る審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求だけが認められている。

2 不作為に係る審査請求

裁定の申請があった事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為に係る審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求のいずれもが認められることとなる。

3 審査請求の取扱い

住所地警察署長は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求書の届出を受けたときは、当該審査請求書を直ちに警務課長に送付し、審査請求に関する相談を受けたときは、速やかに警務課長に通報するものとする。

第11 給付金制度の広報（法第6条第4項関係）

警察施設等の公共の施設等への広報用ポスターの掲示、京都府警察がインターネット上に開設するホームページ、部内外の広報資料等への給付金制度に関する情報の掲載等の広報を実施することにより、給付金制度の周知を図り、オウム真理教犯罪被害者遺族等からの自主的な申請を支援するように努めるものとする。

第12 関係書類の保存（規則第5条関係）

申請書、検討票、調査、照会に関する文書等裁定の事務処理手続上作成された一切の書類は、その取扱いが完結した日から5年間保存するものとする。

別表

オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に係る添付書類

申請者	添付書類	死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した者の死亡事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本	負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
1 対象犯罪行為により死亡した者の遺族	○	○			
2 対象犯罪行為により障害が残った者			○		
3 対象犯罪行為により傷病を負った者				○	
4 2に該当する者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族	○	○	○		
5 3に該当する者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族	○	○		○	

